

# 大阪大学附属図書館理工学図書館 図書館ホール利用取扱い要項

- 第1条 大阪大学附属図書館理工学図書館図書館ホール（以下「図書館ホール」という。）の利用については、この要項に定めるところによる。
- 第2条 図書館ホールは、教育、研究及び学習を目的とする場合に限り、利用することができる。
- 第3条 図書館ホールの利用時間は、利用日の開館から閉館15分前までとする。
- 第4条 図書館ホールの利用を希望する者は、利用責任者（本学の教職員）を定め、原則として利用開始日の1年前から1週間前までに、別紙様式の図書館ホール利用申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ図書館サービス課に提出し、理工学図書館の館務を掌理する副館長の承認を受けるものとする。
- 第5条 図書館ホールの利用を承認された者（以下「利用者」という。）が、都合によりその利用を中止するときは、速やかに届け出るものとする。
- 第6条 利用者が次の各号の一に該当したときは、その利用を停止させることがある。
- (1) 申込書に虚偽の記載をしたとき。
  - (2) 利用目的から逸脱したとき。
  - (3) その他この要項に違反したとき。
- 第7条 利用者は、機器又は設備等の取扱いに留意し、毀損又は紛失したときは、その損害を弁償しなければならない。
- 第8条 理工学図書館の事情により、利用を停止することがある。
- 第9条 図書館ホールに関する事務は、附属図書館事務部図書館サービス課で行う。

## 附 則

この要項は、平成5年10月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成15年2月17日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成21年8月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

## 図書館ホール利用申込書

\_\_\_\_\_年 月 日

附属図書館 理工学図書館副館長 殿

利用責任者	
所属 (部局/専攻)	
職名	
氏名	
連絡先 (内線)	

大阪大学附属図書館 理工学図書館 図書館ホール利用取扱い要領に従い、下記のとおり申込みます。

### 記

利用日時 \_\_\_\_\_年 月 日 曜日 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ :

利用目的 \_\_\_\_\_

利用人数 \_\_\_\_\_人 (うち学生証または図書館利用者票未所有者の人数 \_\_\_\_\_人)

利用機器・備品 (利用するものを○で囲んでください)

マイク・ワイヤレスマイク・ピンマイク・レーザーポインター・卓上ベル・液晶プロジェクター・  
AVデッキ (DVD, CD, VHS) ・資料提示装置・黒板

※ 記入された個人情報、図書館業務に限り利用いたします。

決裁欄 \_\_\_\_\_ 上記のことについて、承認してよろしいか伺います。

副館長	課長	課長補佐	理工学図書館班